

農地法第3条に規定する許可の申請に関する要領

(目 的)

第1条 この要領は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第3条に規定する許可の申請について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は法第2条の定めるところによる。

(許可申請)

第3条 法第3条に規定する許可を受けようとする者は、次の場合を除いて、譲受人（新たに権利の設定、移転を受ける者）と譲渡人（土地所有者等の現に権利を有する者）の連署により許可申請書（様式第1号）を千葉県農業委員会に提出しなければならない。

(1) 単独で申請することができる場合

ア 強制競売、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は公売によって農地等の権利を取得しようとする場合は、その買受人の申請による。

イ 遺贈その他の単独行為によって農地等の権利が設定され、又は移転される場合には、その単独行為をする者（例えば、遺贈の場合には、その相続人又は遺言執行者）の申請による。

ウ その申請に係る権利の設定又は移転に関し、裁判による判決の確定、裁判上の和解若しくは請求の認諾、民事調停法による調停の成立、又は家事事件手続法による審判の確定、若しくは調停の成立により、権利を取得しようとする者の申請による。

(2) 制限行為能力者による申請の場合

ア 未成年者の場合

未成年者の氏名を親権者又は後見人が記入し、あわせて親権者又は後見人が本人のためにすることを示して、記名又は自署する。（例：A親権者B）

イ 成年被後見人の場合

成年被後見人の氏名を成年後見人が記入し、あわせて成年後見人が本人のためにすることを示して、記名又は自署する。（例：A成年後見人B）

ウ 被保佐人・被補助人等の場合

被保佐人・被補助人等が記名又は自署する。

2 前項に規定する申請を行う者は、別表1に掲げる書類を添付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれに掲げる書類を併せて添付すること。

(1) 前項第1号のアからウのいずれかに該当する場合にあっては、アからウのいずれかに該当することを証する書面

(2) 前項第2号のアに該当する場合には、親権者又は後見人であることを確認できる証明書等

(3) 前項第2号のイに該当する場合には、成年後見人であることを確認できる証明書等

(4) 前項第2号のウに該当する場合には、申請についての保佐人・補助人等の同意書及び保佐人・補助人等であることを確認できる証明書等

(受付期間)

第4条 前条の申請の受付期間は毎月21日から25日の開庁日とする。

(農業委員会の処理)

第5条 農業委員会は、第3条に規定する申請があった場合には、次により処理するもの

とする。

- (1) 許可申請書の記載事項及び添付書類について、法等を基に審査し、不備等があるときは、申請者にこれを補正又は追完させる。
- (2) 譲受人が新規就農者等の場合は申請土地における農業経営等について、別に定める方法により面接を実施する。
- (3) 審査の結果、その申請の却下又は許可若しくは不許可を決定し、譲受人の資格に応じた指令書（様式第5～7号）を申請者に交付する。
- (4) なお、法第3条第3項の規定を適用して許可をする場合には、毎年、その農地等の利用状況について、農業委員会に報告しなければならない旨の条件をつけること。

（事務処理期間）

第6条 前条に規定する処理の期間は受付期間最終日の翌開庁日から起算して4週間とする。

附 則

この要領は、令和4年8月22日から施行する。

別表 1

○：必ず必要 △：場合により必要

添 付 書 類	備 考	添付が必要となる譲受人 資格		
		個人	農地所有 適格法人	その他の 法人
申請土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る。	○	○	○
公図の写し	方位、縮尺も記載。	○	○	○
位置図	住宅地図、都市図等の写し。 方位、縮尺も記載。	○	○	○
申請土地利用状況写真	公図か位置図に撮影方向を記載。	○	○	○
営農計画書	様式第2号。 千葉市内ですでに農業を行っている場合。	△	△	△
農業経営実施計画書	様式第3号。 千葉市内で初めて農業を行おうとする者 又は新規就農の場合。	△	△	△
農地所有適格法人としての 事業等の状況	様式第4号。		○	
法人の登記事項証明書			○	○
定款又は寄附行為の写し			○	○
損益計算書の写し	新規就農の場合は除く。		○	
総会議事録の写し			○	
組員名簿又は株主名簿の写し	農事組合法人又は株式会社の場合。		△	
その構成員が承認会社である ことを証する書面及び構成員 の株主名簿の写し	農林漁業法人等に対する投資の円滑化に 関する特別措置法に規定する承認会社が 構成員の場合。		△	
構成員とその法人との間で締 結された契約書の写し及び法 第2条第3項第2号チに掲げ る者であることを証する書面	法第2条第3項第2号チに掲げる者が構 成員の場合。		△	
申請土地の賃借に係る契約 書の写し	解除条件の記載があるもの。			○
会社の発行する証明書	農業経営に責任を持つ者が取締役以外の 場合。			△
委任状	代理人に委任する場合。	△	△	△
住民票等	土地所有者の登記上の住所と現住所が異 なる場合に必要。 登記上の住所から現住所までの異動が確 認できる書類。	△	△	△
相続関係が確認できる書類	申請土地の相続登記が未了の場合に必要。 相続関係図、戸籍・除籍謄本、遺産分割協 議書等。	△	△	△
求積図	土地の一部に権利を設定する場合。	△	△	△
農業経営の実態証明	譲受人の所在が千葉市外の場合に必要。 (住所地の農業委員会で交付)	△	△	△

裏面あり

通作経路図	譲受人の所在が千葉市外の場合に必要。 道路地図等で住所地から申請地までの経路を記載したもの。	△	△	△
-------	---	---	---	---

※証明書類は発行後 3 か月以内のものに限る。

農地法第 3 条の規定による許可申請書

下記〔 農地 ・ 採草放牧地 〕について 権を〔 設定 ・ 移転 〕したいので、農地
法第 3 条第 1 項許可を申請します。

年 月 日

(あて先) 千葉市農業委員会会長

申請人
譲受人 氏名 (名称) (※)
(借人)
譲渡人 氏名 (名称) (※)
(貸人)
(※) 申請人が個人の場合で本人が手書きしない場合は、記名押印
してください。法人の場合は法人名及び代表者職氏名を記載のうえ
代表者印を押印してください。

記

1 申請当事者の氏名 (名称)、年齢及び職業、住所 (所在地)、

当 事 者	氏 名 (名 称)	年 齢	職 業	現 住 所 (所 在 地)	備 考
譲 受 人 (借 人)				電話連絡先 — —	
譲 渡 人 (貸 人)				電話連絡先 — —	

2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、所有者氏名又は名称、利用者の氏名又は名称
及び権利の種類

所在・地番	地 目		面 積	所有者氏名 (名 称)	利 用 者 (所有権以外の使用収益権が設定 されている場合)		備 考
	登 記 簿	現 況			氏 名 (名 称)	権利の 種類	

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細
譲受人 (借人)

譲渡人 (貸人)

4 申請土地の売買額又は 1 年間の賃料の合計
売買額 ・ 賃料 (年間) _____円

5 申請当事者及びその世帯員が現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

	譲 受 人						譲 渡 人			
	所 有 地			借 入 地		経営地 ①＋④				
	自作地 ①	貸付地 ②	その他 ③	現に耕作中の 土地 ④	その他 ⑤		自作地 ①	借地 ②	貸付地 ③	経営地 ①＋②
田										
畑										
樹園地										
計										
採草放牧地										
山林その他										

6 譲受人（借人）又はその世帯員（構成員）がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びその労働力以外の労働力に依存している状況（法人にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況）

	氏 名	年 齢	権利取得者との続柄	職業	農作業従事 日数	備 考
世帯員 （構成員）						
常雇						
季節雇・臨時雇		年間延日数				日

7 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件に係る事項

8 譲受人（借人）及びその世帯員の農機具及び家畜の保有状況

数量 \ 種類							
確保済み	所 有						
	リース						
導入予定	所 有						
	リース						
(資金繰りについて)							

9 譲受人（借人）が法人である場合、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う農業への従事状況（農地法第3条第3項の適用を受けて農地所有適格法人以外の法人が同条第1項の権利を取得しようとする場合のみ記載する。）

氏名	役職名	農業従事状況 〔その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 日〕	
		当該事業に参画・関与している期間	
		年 日（直近の実績）	年 日（見込み）
		年 日（直近の実績）	年 日（見込み）
		年 日（直近の実績）	年 日（見込み）

10 その他参考となるべき事項

（1）申請土地を所有（貸借）することとなった経緯

（2）農地の規模拡大の見通し及び後継者等

規模拡大の予定 有 ・ 無

後継者 有（ ） ・ 無

（3）申請土地に仮登記等が付されている場合の対応

（4）申請土地がある集落の集落活動への参加

活動の内容

参加者

（記載要領）

1. 記1については、法人の場合にあつては名称、代表者氏名、主たる業務の内容及び主たる事務所の所在地を記載のこと。ただし、その法人が市町村及び農業協同組合にあつては、主たる業務の内容は記載しなくてもよい。
2. 記2については、登記簿上の所有名義と現在の所有者が異なるときは備考欄に登記簿上の所有者を記入する。
3. 記4については、権利を設定し、又は移転しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を明示すること。水田裏作の目的に供するための権利の設定にあつては、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要をあわせて記載すること。
4. 記5については、「自作地」「借地」欄には、権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供しているものを、「所有地」のうちの「その他」欄には、農業経営を委託しているもの及び不耕地等その所有者及びその世帯員により現に耕作又は養畜の事業に供されていないものをそれぞれ記載する。「その他」欄に記載されるものがある場合には、その理由を欄外余白に付記すること。
5. 記6については、その農業経営に必要な農作業がある限りその農作業に常時従事しているかどうかを備考欄に記載すること。
6. 記7については、譲受人（借人）が農地所有適格法人である場合は様式第4号により記載すること。

7. 記8の「農機具保有状況」については、現に使用しているものについて記入し、その性能等できる限り詳細に記入する。
また、導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る）等資金繰りについても記載する。
8. 区分地上権が設定される場合にあっては、記5、記6及び記8の記載を要しないが、当該事業又は施設の設置によって生ずる当該土地及び周辺土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「その他参考となるべき事項」欄に記載する。
9. 農地所有適格法人が、従たる事務所（支店、支所、分場等）の所在地において耕作又は養畜の事業を行うため、農地及び採草放牧地の権利を取得しようとする場合には、記5、記6及び記8の各事項について、法人全体に関するものの他、その他従たる事務所における該当事項についても、「その他参考となるべき事項」欄に記載すること。

営 農 計 画 書

1 申請土地選定理由

2 申請土地での年間作付計画

作 付 時 期	作 目	農作業従事延日数
月頃 ～ 月頃		約 日

3 申請土地での年間収支計画

生 産 経 費		生 産 収 益	
項 目	金 額 (円)	項 目	金 額 (円)
1 種苗			
2 肥料			
3 農薬			
4 資材			
5 地代・賃料(年間)			
6 その他 ()			
計		計	

4 生産物の販売方法

5 農機具、作業場、倉庫等の保有状況

6 通作距離等

- (1) 通作距離 k m
- (2) 通作時間 時間 分
- (3) 通作方法 (交通手段)

譲受人(借人)氏名
(名称・代表者氏名)

農業経営実施計画書

年 月 日

千葉県農業委員会会長 様

譲受人 所在地
(借人) 名称
代表者

法人設立日 年 月 日

※個人の場合は、所在地欄に住所、名称欄に氏名を記載してください。

下記の通り農業経営を実施する計画でありますので、その計画書を提出いたします。

農 業 経 営 実 施 計 画						
① 申請土地における農業経営計画	栽培形態及び作目		生産計画			
	栽培形態	作目名	作付面積又は飼養頭数 (a・㎡・頭)		生産量 (kg・t・パック・箱)	
	作付面積計					
	登記面積計					

② 申請時点の農業経営規模の状況	経営耕地	区分	地目	土地の所在地 (市町村・大字)	作付面積又は飼養頭数 (a・㎡・頭)	主な栽培作目等
		既存経営耕地 (作業受託地を除く)				
		購入・借入 予定地 (申請土地を除く)				
	作業受託	作業内容		受託場所	作付面積又は飼養頭数 (a・㎡・頭)	主な栽培作目等
	その他の関連・ 附帯事業	事業名		内 容	年間売上	備考

③ 申請時点で保有又は保有する予定の生産機械・施設の内容	減価償却に該当する機械・施設（トラクター等農業機械・温室・作業場等施設）	形式、性能、規模及びその台数			
		申請時の状況 (単位を記載) (馬力・台・㎡・棟)	保有状況	取得方法の別 (リース・借入・自己資金)	リース・借入先

④申請土地での農業経営資金を借入れる場合の詳細	借入先	金額（単位：円）	融資の状況

⑤申請土地における農業労働力	管理・責任者	氏名	年齢	役職	申請土地への通作の方法 上段：出発地住所（会社や自宅等） 下段：通作距離、移動手段、所要時間	年間従事日数	
						農業	農作業
	従業員	常時雇用	実人数	申請時	人	一人当りの平均農作業従事日数	日
		臨時雇用	実人数	申請時	人	一人当りの平均農作業従事日数	日

※農業・・・農作業の他、労務管理や市場開拓等を含む。

⑥申請土地での農作物の栽培計画	作目名	主要作業名（耕運整地、定植、収穫）						合計 延日数
			耕運	播種	定植	中間管理	収穫	
		月～ 月	月～ 月	月～ 月	月～ 月	月～ 月	月～ 月	日
		(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	
		月～ 月	月～ 月	月～ 月	月～ 月	月～ 月	月～ 月	日
		(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	
		月～ 月	月～ 月	月～ 月	月～ 月	月～ 月	月～ 月	日
		(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	
		月～ 月	月～ 月	月～ 月	月～ 月	月～ 月	月～ 月	日
		(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	
	合 計 日 数 （日）							日

⑦生産物の販売計画 (申請土地以外の土地で生産している物も含む)	作目名	販売先名称	数 量 (単位：自由記載)	単価(円)	売上金額（円）
	売上金額合計(円)				円

⑧ 農業経営に係る経費計画	項 目	金 額 （円）	算 出 根 拠
	合計（円）		

⑨ 申請土地又は研修の受講者の農業	経験者・受講者 氏名	期 間	内 容
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	

⑩ 申請土地での栽培方法	作目名	栽 培 方 法
		慣行栽培 ・ 特別栽培 ・ 有機栽培 ・ その他（ ）
		慣行栽培 ・ 特別栽培 ・ 有機栽培 ・ その他（ ）
		慣行栽培 ・ 特別栽培 ・ 有機栽培 ・ その他（ ）
		慣行栽培 ・ 特別栽培 ・ 有機栽培 ・ その他（ ）

※特別栽培・・・土づくりを基本として、農薬及び化学肥料を慣行栽培（県基準）より５０％以上減らして栽培する方法。

⑪ 集落活動への参加計画	参入集落の行事等内容 (集落の話し合い活動・農道水路等の共同利用の維持管理活動等)	集落活動の参加に係る確認内容 (参加の有無・集落との確認状況等)

農地所有適格法人としての事業等の状況

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

区分	農業		左記以外の 事業の内容	備 考
	生産する農畜産物	関連事業等の内容		
現在 (実績)				
権利取得後 (予定)				

1-2 売上高

年 度	農 業	左記以外の事業	備 考
3年前(実績)			
2年前(実績)			
1年前(実績)			
申請日の属する年			
2年目(見込み)			
3年目(見込み)			

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社・承認組合等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託 の内容
		農地等の提供面積 (㎡)		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	前年実績	見込み	

議決権の数の合計	
農業関係者の議決権の割合	

法人の行う農業に必要な年間総労働日数： _____ 日

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計	
農業関係者以外の議決権の割合	

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第 5 条に規定する承認会社を構成員とする農業所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第 2 条第 3 項第 3 号及び 4 号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏 名	住 所	役 職	農業への年間従事日数			
					必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏 名	住 所	役 職	農業への年間従事日数			
					必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

（4については、3の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合のみに記載してください。）

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「1-1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の 50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も 50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に 3 つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「1-2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1 年前」から「3 年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前 3 事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3 年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする 3 事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- 4 「2 (1) 農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第 5 条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供しているものが法人の構成員となっている場合、「2 (1) 農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

様式第 5 号

千葉県指令農委第 3 号の

〔申請者〕

譲受人 住 所
(借人) 氏 名
 (名 称)

譲渡人 住 所
(貸人) 氏 名
 (名 称)

農地法第 3 条の規定により申請のあった別表記載農地の 権の を許可する。

年 月 日

千葉県農業委員会会長

別表

市町村	所 在 及 び 地 番	地 目		面積 (㎡)	備 考
		登記簿	現 況		

様式第 6 号

千葉県指令農委第 3 号の

〔申請者〕

譲請人 住 所
(借人) 氏 名
(名 称)

義務者 住 所
(貸人) 氏 名
(名 称)

農地法第 3 条の規定により申請のあった別表記載農地の 権の を許可する。
ただし、次の条件をつける。

年 月 日

千葉県農業委員会会長

(許可条件)

(1) 毎事業年度の終了後三月以内に、事業の状況等について、千葉県農業委員会に 報告すること。

別表

市町村	所 在 及 び 地 番	地 目		面積 (㎡)	備 考
		登記簿	現 況		

(審査請求等について)

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を千葉県知事に提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求は、当農業委員会を経由して千葉県知事に提出することもできますし、また、直接千葉県知事に提出することもできますが、直接提出する場合はなるべく 千葉市中央区市場町 1 番 1 号 千葉県総務部審査情報課長に提出してください。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として（訴訟において千葉市を代表する者は千葉市農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 7 号

千葉県指令農委第 3 号の

〔申請者〕

譲受人 住 所
(借人) 氏 名
(名 称)

譲渡人 住 所
(貸人) 氏 名
(名 称)

農地法第 3 条の規定により申請のあった別表記載農地の解除条件付 権設定を許可する。

ただし、次の条件をつける。

年 月 日

千葉県農業委員会会長

(許可条件)

- (1) 毎事業年度の終了後三月以内に、事業の状況等について、千葉県農業委員会に報告すること。
- (2) 農地等の権利取得後においてその耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認めるときは、許可を取り消す。

別表

市町村	所 在 及 び 地 番	地 目		面積 (㎡)	備 考
		登記簿	現 況		

(審査請求等について)

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を千葉県知事に提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求は、当農業委員会を経由して千葉県知事に提出することもできますし、また、直接千葉県知事に提出することもできますが、直接提出する場合はなるべく 千葉市中央区市場町 1 番 1 号 千葉県総務部審査情報課長に提出してください。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として（訴訟において千葉市を代表する者は千葉市農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。